診療報酬加算に関するご案内

2025 年 6 月 1 日現在

■医療情報取得加算

当院はマイナンバー保険証（マイナ保険証）の利用や問診票等を通じ、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバー保険証（マイナ保険証）の利用にご協力をお願いいたします。

※公費負担受給者証について、マイナンバー保険証（マイナ保険証）での確認はできませんので、必ず原本をお持ちください。

■医療 DX 推進体制整備加算

1. 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
2. マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
3. 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの利用ができるよう整備をしています。

■一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

■後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養

令和 6 年 10 月より、患者さんの希望で長期収載品※1 を処方した場合、後発医薬品との差額の一部が選定療法※2 費として患者さんの自己負担となります。選定療養費は、保険給付ではないため別途消費税がかかります。ただし、医師が療養上必要であると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養の対象外となります。

※1 長期収載品：後発医薬品がある先発医薬品のうち初めて薬価基準に収載されてから 5 年以上経過したもの、または 5 年経過していないもののうち後発医薬品置換率が 50%以上のもの。
※2 選定療養：社会保険に加入している患者さんが、追加費用を負担することで保険適用外の治療を、保険適用の治療と併せて受けることが出来る医療サービス。